

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和6年7月25日

世田谷区

1 業務概要

- (1) 件 名 世田谷区 LINE サービスを活用した相談システムの導入及び運用業務委託
- (2) 業務内容 LINE サービスを活用した相談システム運用及び保守
- (3) 履行期間(期限) 契約の日から令和10年3月31日まで
ただし、契約は単年度ごとに行うものとし、各年度における当該事業の予算配当があること、及び前年度の履行状況が良好であることを契約締結の条件とする。

2 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者(以下「参加者」という。)は、参加表明書の提出日を基準日として、次の(1)から(8)までの要件を全て満たすものとする。

- (1) 「政府機関・地方公共団体等における業務でのLINE利用状況調査を踏まえた今後のLINEサービス等の利用の際の考え方(ガイドライン)」に準拠していること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 世田谷区指名停止基準による指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法第17条第1項に基づく更正手続き開始申立てまたは民事再生法第21条第1項に基づく民事再生手続き開始の申立てをしていないこと。
- (5) 都道府県民税・市町村民税に滞納のないこと。
- (6) 情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度に基づくISMS認証又はこれと同等の認証を取得していること。
- (7) 個人情報に関するプライバシーマークを取得し、又はこれと同等の規格を有していること。
- (8) 令和元年度以降に、官公庁より、相談業務について自社のプラットフォームを提供した実績を有すること。

3 提案書の提出者を選定するための基準

選定は、別に定める要綱により選定委員会を設置し、財務審査、書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、区で定める評価基準に基づき、世田谷区 LINE サービスを活用した相談システムの導入及び運用業務委託事業者候補者の優先順位を決定する。

ただし、財務審査の結果が著しく芳しくない場合は、プレゼンテーション及びヒアリングには参加できない。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) L I N E 相談システムに係る提案等
- (2) セキュリティの安全性、信頼性について
- (3) システム導入及び障害発生時等における対応について
- (4) サービスの追加・統合について
- (5) 導入実績

5 手続き等

(1) 担当部課

〒156 - 0043 世田谷区松原6 - 3 - 5

世田谷区 生活文化政策部人権・男女共同参画課（梅丘分庁舎3F）

電話 03 - 6304 - 3453

FAX 03 - 6304 - 3710

(2) プロポーザル実施要領の交付期間及び方法

期間：令和6年7月25日（木）～ 8月7日（水）

方法：電話にて希望のあった場合、電子メールで送付する。

(3) 参加表明書、会社概要、会社沿革及び会社組織図の提出期限、場所及び方法

期限：令和6年8月7日（水）

土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

場所：上記（1）のとおり

方法：持参又は郵送（必着）、電子メール

(4) 企画提案書、貸借対照表、損益計算書及び見積書の提出期限、場所及び方法

期限：令和6年9月6日（金）

土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

場所：上記（1）のとおり

方法：持参又は郵送（必着）、電子メール

6 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 5 (1) の担当部課に同じ
- (4) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (5) 契約保証金 免除。 契約書作成の要否 要。
- (6) 詳細はプロポーザル実施要領による。